

長南町障がい者プラン

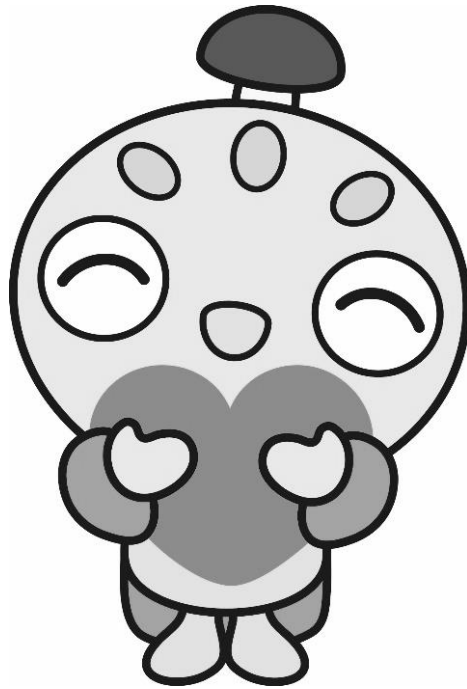
長南町障がい者基本計画

(令和3年度～令和8年度)

第6期長南町障がい福祉計画

第2期長南町障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

長 南 町

目 次

第1部 総 論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置付けと役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画期間及び見直しの時期・・・・・・・・・・・・ 3
4. 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 対象とする障がい者の範囲・・・・・・・・・・・・ 3
6. 基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 総人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 町の障害者手帳所持者数・・・・・・・・・・・・ 8

第2部 障がい者基本計画

第1章 施策目標と主要な施策

- 基本目標1 地域生活の支援体制の充実・・・・・・・・ 11
- 基本目標2 自立と社会参加の促進・・・・・・・・・・ 13
- 基本目標3 地域一体でのまちづくり・・・・・・・・ 15

第3部 第6期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の概要

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 計画策定の基本理念・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 成果目標とサービスの必要な量の見込み・・・・ 18

第2章 成果目標

成果目標 1	福祉施設入所者の地域生活への移行	19
成果目標 2	地域生活支援拠点等の整備	19
成果目標 3	福祉施設から一般就労への移行促進	20
成果目標 4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
成果目標 5	相談支援体制の充実・強化等	22
成果目標 6	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	23

第3章 障害福祉サービスの必要な量の見込みと確保のための方策

1.	訪問系サービス	24
2.	日中活動系サービス	26
3.	居住系サービス	29
4.	相談支援	31

第4章 地域生活支援事業

1.	地域生活支援事業	33
2.	その他の地域生活支援事業（任意事業）	39

第5章 その他の障害福祉サービス

1.	自立支援医療	41
2.	補装具の支給	41
3.	長南町の障がい者一般施策事業	41

第4部 第2期障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉計画の概要

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
2. 計画策定の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
3. 成果目標とサービスの必要な量の見込み・・・・・・・・ 43

第2章 成果目標

- 成果目標1 障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・ 44

第3章 障害児通所支援等のサービス量の見込み

と確保のための方策

1. 障害児通所支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第5部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進に向けて

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
2. 計画の進行管理及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

参考資料

1. 障がい者（児）支援事業所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
2. 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の障害福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がい者が利用するサービスを決定する「支援費制度」に移行し、さらに平成18年4月の障害者支援法の施行により、3障害（身体、知的、精神）を一元化した枠組みによる障がい者の「自立」を中心とした新たな制度に移行しました。

現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下『障害者総合支援法』という。）」の制定により、それまでの「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスに加え、地域生活支援事業やその他の必要な支援を総合的に行うこととなっています。さらに、障害者総合福祉法では、共生社会を実現するため、障がい者の社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的な障壁（バリアー）の除去に資するように、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念としています。

また、「共生社会を目指す方向性」、「障がいのある人の自立」、「発達支援を必要とする障がいのある児童への的確な対応」といった観点から、福祉施設や病院からの地域への移行、移行後の地域生活の継続支援、就労支援などのサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障害者児に対する支援体制の充実が課題として示されています。

本町においても、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、国や県から示された基本指針や計画の点検・評価を踏まえ、令和3年度～令和8年度を計画期間とする「長南町障がい者基本計画」及び令和3年度～令和5年度を計画期間とする「第6期長南町障がい福祉計画」と「第2期長南町障がい児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付けと役割

「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、障がいのある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

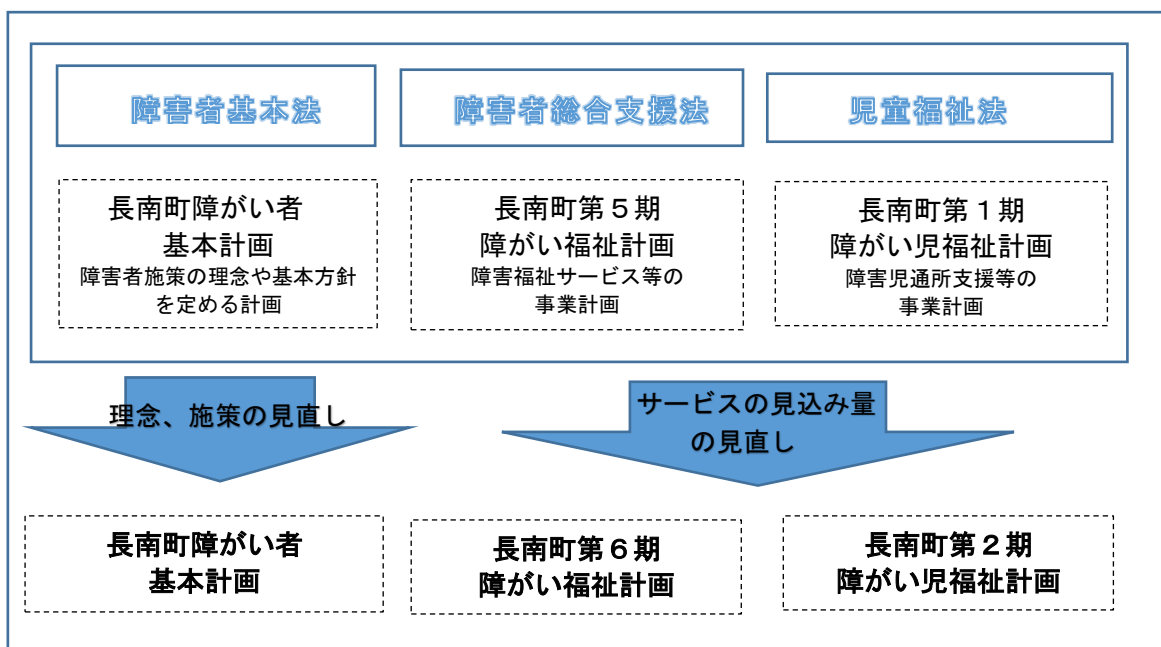
「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保の方策を定めた実施計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援等の見込量や確保の方策を定めた実施計画です。

これらの3つの計画が、本町の障がい者施策の方向を示すもので、策定にあっては、国の障害者基本計画や基本方針、千葉県障害者計画を踏まえるとともに、本町におけるまちづくりの基本となる長南町総合計画をはじめ、その他の町の関連計画との整合を図りながら一体的に策定しました。

また、これらの3つの計画を合わせて「長南町障がい者プラン」と称します。

長南町障がい者プラン



3. 計画期間及び見直しの時期

「障がい者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とし、3か年毎に見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長南町障がい者基本計画					
第6期長南町障がい福祉計画			第7期長南町障がい福祉計画		
第2期長南町障がい児福祉計画			第3期長南町障がい児福祉計画		
第七次千葉県障害者計画			第八次千葉県障害者計画		

4. 計画の基本的な考え方

町総合計画等の上位関係計画と整合性を十分配慮しつつ、住民参加にも留意し、住民総意の計画となるよう努めます。

今回の第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画においては、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の実施を踏まえつつ、期間中の取組みを基礎として、令和3年度から令和5年度の推計を行います。

5. 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障がい」と称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者（以下「障がいのある人」と称する。）は次の者となります。

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者（発達障害者を含む。）
- ・難病患者等その他心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

6. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

長南町では、町の将来像を『人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる「ただいま、おかえり」心のふるさと 長南』として、第5次長南町総合計画を策定しています。この中では、人と人、地域と地域、世代と世代がつながり、つながる町として、町民・行政・地域がそれぞれの役割を果たし、さまざまな連携をとることが重要であると考えられています。

本計画においても、障がいのある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間として、人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選び、あらゆる面で権利が擁護され、選択の自由を持てる暮らしができる町であること、さらには、地域のなかで、ライフステージや障がいに応じた自立した生活や社会参加ができる町であることが重要であると考えています。

障がいのある人が地域とのつながりを持ち、多くの人とふれあうことにより、お互いが学び、尊敬しあい、支え合っていくなかで、自分らしさを見つけ、地域のなかで、健康で、生き生きと、元気で暮らしていけることを目指し、本計画においても、町総合計画の基本方針を受け「だれもが健康で元気に暮らせるまち」を基本理念とします。

また、この基本理念を実現化する取組みの目標として、次の頁に記載する3つの基本目標を掲げます。

基 本 理 念

だれもが健康で
元気に暮らせるまち

(2)計画の基本目標

障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら、長南町第5次総合計画に掲げる基本方針「だれもが健康で元気に暮らせるまち」の実現に向け、次に掲げる点に配慮して、本町における障がい者施策の一層の推進を図ります。

基本目標1 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。相談支援や障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制の充実や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせるように地域生活の支援体制の充実を図ります。

基本目標2 自立と社会参加の促進

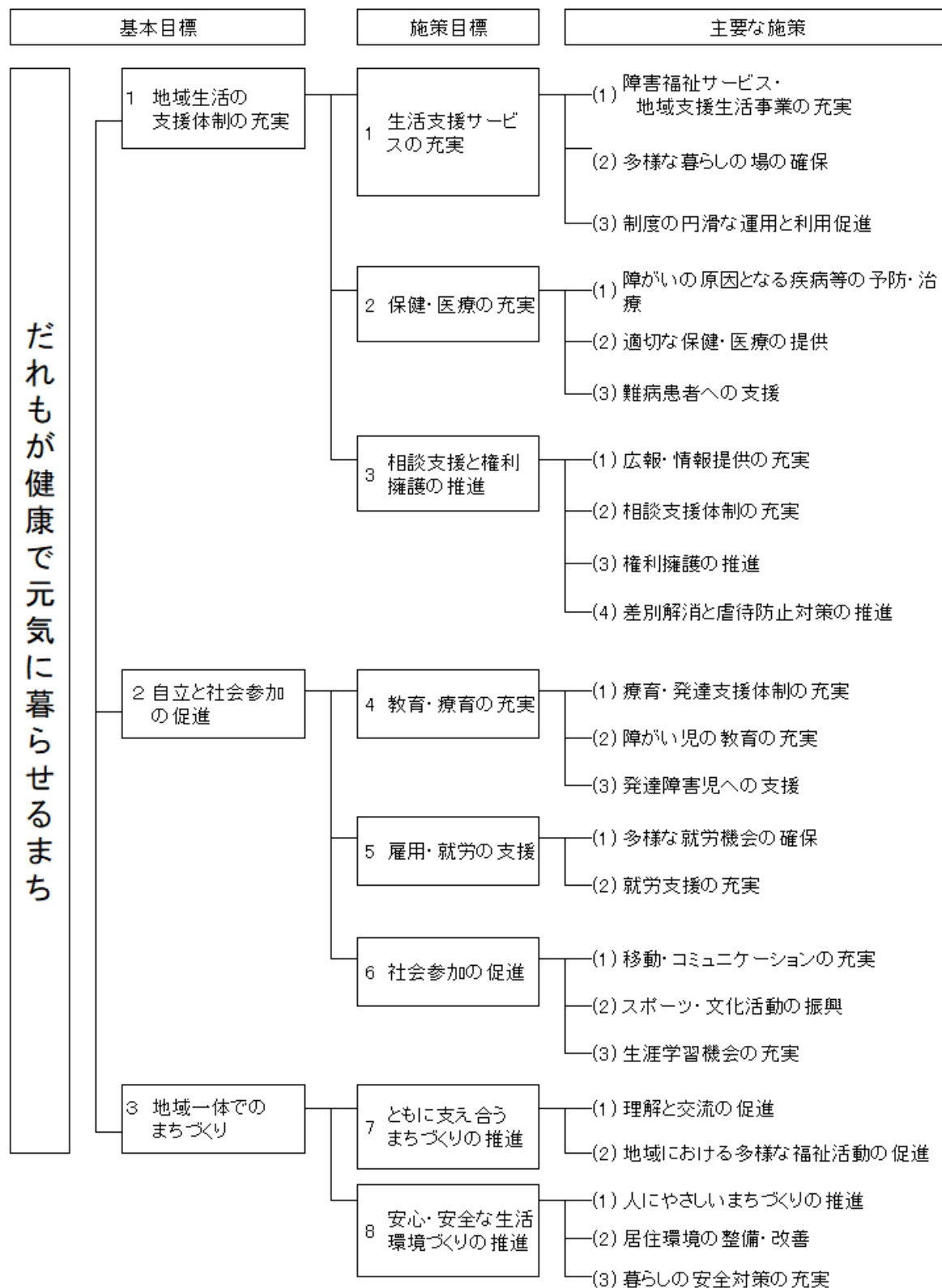
障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がいの特性に応じた就労支援などの取組みを促進します。

また、地域社会を構成する一員として、行政区などによる住民活動、地域やコミュニティづくり活動、文化、サークル活動、さらには、障がいの当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組みを促進します。

基本目標3 地域一体でのまちづくり

地域が一体となって、多様な支えあいの理解や活動、交流を促進するとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及・啓発をはじめ、誰もが安心して暮らせる安心・安全な環境づくりに取組み、障がいのあるなしに関わらず、地域のすべての人がお互いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進します。

(3) 施策の体系



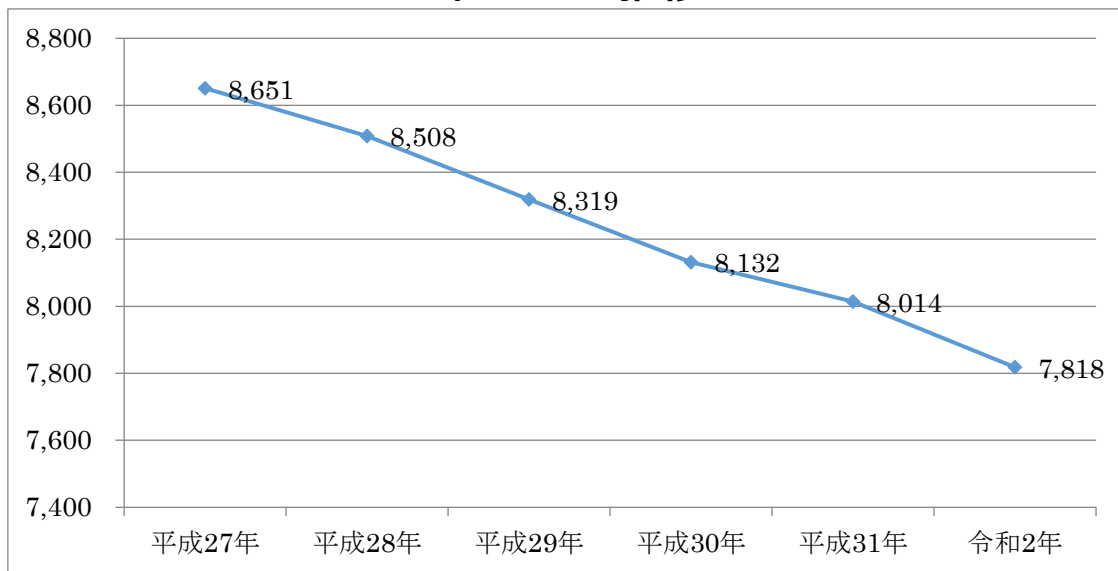
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 総人口

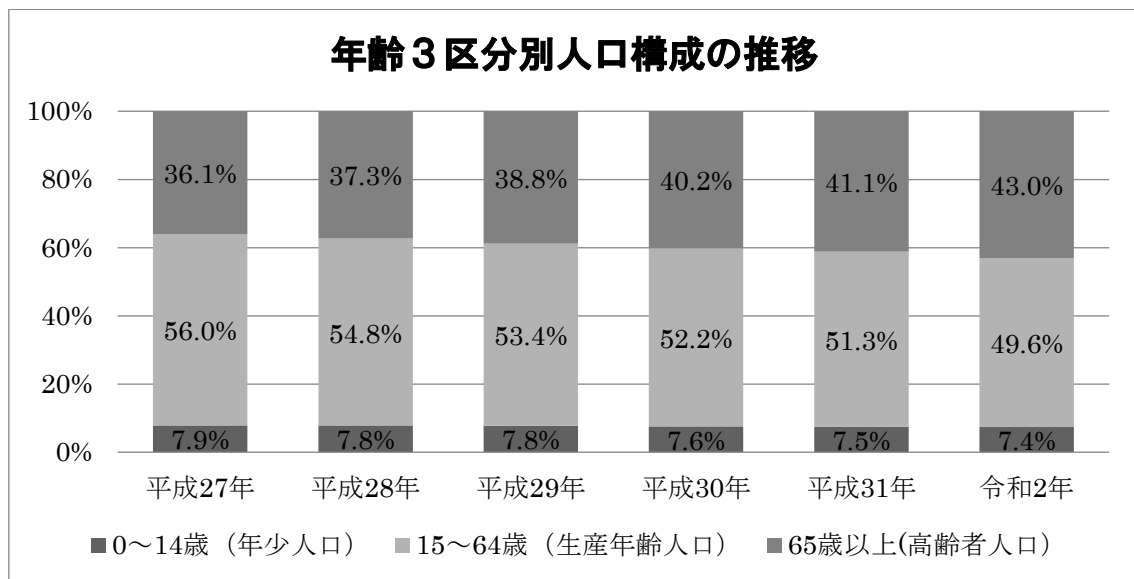
長南町の人口は、減少傾向が続き、現在も急速に減少を続けている状況にあります。過去5年間の人口の推移を見ると平成27年には8,651人だった人口が、令和2年には7,818人となり約9.6%（833人）減少しています。

また、年齢3区分別人口構成では、65歳以上の人口が40%を超える超高齢社会となっています。

総人口の推移



年齢3区分別人口構成の推移



※住民基本台帳による4月1日現在の人口

2. 町の障害者手帳所持者数

令和2年4月1日現在における町の障害者手帳所持者数は、449人で、そのうち身体障害者手帳所持者が72%、療育手帳所持者が16%、精神障害者保健福祉手帳所持者が12%となっています。

平成28年の比率と比較すると、身体障害者手帳所持者が減り、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増えています。

■障害者手帳所持者の内訳(各年4月1日現在)

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
身体障害者手帳所持者	341人	332人	328人	309人	322人
療育手帳所持者	63人	69人	73人	73人	74人
精神障害者保健福祉手帳所持者	48人	46人	49人	55人	53人
合計	452人	447人	450人	437人	449人

(資料：福祉課)

■障害者手帳所持者の等級別の内訳(令和2年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
1級	102人	A(最重度)	15人	1級	11人
2級	41人	A(重度)	15人	2級	27人
3級	58人	Bの1(中度)	15人	3級	15人
4級	92人	Bの2(軽度)	29人		
5級	13人				
6級	16人				
合計	322人	合計	74人	合計	53人

(資料：福祉課)

■身体障害者の内訳(令和2年4月1日現在)

	視覚障害	聴覚障害	音声 そしゃく 言語障害	肢体不自由	内部障害
身体障害者の内訳	18人	29人	4人	155人	116人

(資料：福祉課)

■自立支援医療(精神通院)受給者(各年4月1日現在)

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
自立支援医療(精神通院)受給者数	70人	76人	74人	76人	77人

(資料：福祉課)

■障がい別障害支援区分の認定状況(令和2年3月31日現在)

認定者数	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害				2人	1人		3人	6人
知的障害	4人		1人	5人	7人	7人	10人	34人
精神障害	4人		6人	4人			1人	15人
合計	8人		7人	11人	8人	7人	14人	55人

(資料：福祉課)

■障害福祉サービス別障害支援区分の認定状況(令和2年3月31日現在)

	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
居宅介護	1人		3人	5人	2人			11人
重度訪問介護								
同行援護								
行動援護								
重度障害者包括支援								
療養介護								
生活介護				2人	3人	7人	13人	25人
自立訓練(機能)								
自立訓練(生活)								
就労移行	1人			1人			1人	3人
就労継続支援A	1人							1人
就労継続支援B	5人		1人	4人	4人		1人	15人
短期入所	3人		1人	4人	4人	4人	5人	21人
共同生活援助GH 共同生活援助CH	2人		4人	4人	2人		2人	14人
施設入所支援								
計画相談支援	8人		7人	11人	8人	6人	12人	52人
地域移行支援								
地域定着支援								
児童発達支援	12人							12人
医療型児童発達支援	1人							1人
放課後等デイサービス	12人							12人
保育所等訪問支援	1人							1人
障害児相談支援	21人							21人

※複数のサービスを利用する方があるので、障害支援区分の認定状況と合計は一致しない。

(資料：福祉課)

第2部 障がい者基本計画

第1章 施策目標と主要な施策

基本目標1 地域生活の支援体制の充実

1. 生活支援サービスの充実

【施策目標】

障がいのある人の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応する相談支援体制の整備やサービスの量的・質的充実に努め、障がいのある人の地域生活を支える体制の確立を図ります。

【主要な施策】

(1) 障害福祉サービス・地域支援生活事業の充実

- ・ホームヘルプサービス（居宅介護事業）など、在宅サービスの充実
- ・ガイドヘルプ（移動介護従事者）などの外出や移動の支援
- ・各種在宅サービスの提供など、在宅支援の拠点となる施設機能の充実
- ・障害福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発を進めるとともに、苦情の適切な解決

(2) 多様な暮らしの場の確保

- ・障がいのある人の意向を尊重した地域生活への移行の促進
- ・グループホーム（生活支援機能を有する共同生活）など住まいの場の確保と利用促進
- ・施設入所者支援サービスの推進

(3) 制度の円滑な運用と利用促進

- ・福祉関係職員の知識・技術の向上と地域で新たに求められている機能の確保
- ・保健・医療関係職種職員の確保や養成のための研修体制の充実

2. 保健・医療の充実

【施策目標】

障がいのある人への適切な保健サービス、医学的リハビリテーションの充実と障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

【主要な施策】

(1)障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- ・生活習慣病の予防など、中高年期の予防対策の充実
- ・特定健康診査や各種がん検診等の集団検診の充実

(2)適切な保健・医療の提供

- ・自立支援医療制度（精神通院医療・更正医療・育成医療）や医療給付制度の利用促進
- ・障がいのある人の歯科保健医療体制の推進
- ・保健所や医療機関、町保健センター、福祉部門などの関連分野と保護者の会（長生茂原心身障害児（者）親の会）等との連携
- ・保健師や栄養士などの人材確保の推進

(3)難病患者への支援

- ・難病患者の在宅生活の支援

3. 相談支援と権利擁護の推進

【施策目標】

障がいのある人や家族介護者などの様々な相談内容に応じて、迅速かつ適切な相談支援が行えるよう、相談窓口の充実を図るとともに、関係機関や事業所などとの連携により、専門的・総合的な相談体制づくりを進めます。

また、障がいのある人の人権を侵す不当な差別や偏見の解消、虐待防止のための取組みを進めるとともに、関係機関と連携し、障がいのある人のあらゆる権利擁護の推進に取り組めます。

【主要な施策】

(1)広報・情報提供の充実

- ・広報やインターネットなどを活用した各種福祉サービスや保健、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動など生活にかかわる行政情報の迅速な提供

(2)相談支援体制の充実

- ・相談支援の窓口が、障がいのある人にとって相談しやすいものとなるよう、障がいのある人の気持ちに寄り添い、きめ細やかな対応が出来る機能の充実
- ・身近な地域での相談体制の充実、ケアマネジメント機能（介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること）の整備

- ・有資格者（相談支援専門員、社会福祉士等）による相談体制の充実
- ・障害者相談員、民生委員・児童委員への情報提供と相談体制機能の充実
- ・法テラス（国が設立させた公的な法人で、無料の法律相談を行っている）等の活用促進

(3)権利擁護の推進

- ・成年後見制度の周知、活用促進
- ・消費者としての障がい者の保護
- ・裁判や捜査のとき、障がいのある人が自分の権利をしっかりと伝えるようにするための意思疎通手段の確保
- ・触法障がい者の退所時における事前準備や受入れ先の調整

(4)差別解消と虐待防止対策の推進

- ・関係団体や関係機関と連携・協力し、虐待防止等のための効果的な体制づくりの推進・強化
- ・虐待を受けた障がいのある人に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応と援助
- ・障害者虐待防止についての理解促進

基本目標 2 自立と社会参加の促進

4. 教育・療育の充実

【施策目標】

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期への円滑な移行、学校教育等、年齢に応じ、地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。

【主要な施策】

(1)療育・発達支援体制の充実

- ・乳幼児健康診査・保育所等健康相談の充実による早期発見・早期療育
- ・地域の療育関係機関の機能分担の明確化と連携の強化による多様な療育の確保と推進体制の整備
- ・日常的な療育訓練を担う専門性の高い療育ニーズに対応する専門支援機関、全県域をカバーする中核的施設の連携による地域の療育を支えるネットワークの充実
- ・サポートファイル（幼少期から学齢期、成人に至るまでの記録を一括管理するためのノート）の配布、その活用による切れ目ない支援

(2)障がい児の教育の充実

- ・千葉県中央障害者相談センターや療育・教育関係機関との連携による療育相談・指導など支援の充実
- ・重度・重複障がいがある生徒の高等学校進学の機会の確保
- ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流教育活動の充実
- ・保健・医療・福祉関係機関等と連携した教育相談の推進など、幼児教育・義務教育の充実
- ・学校、児童相談所、ハローワーク等の連携した進路指導の充実

(3)発達障害児への支援

- ・発達障害にかかわる支援の推進
- ・切れ目のない相談体制の確立
- ・発達障害に関する理解の促進

5. 雇用・就労の支援

【施策目標】

障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会の実現を目指し、働く障がい者を地域全体で応援する取組みを促進するとともに、福祉的就労における賃金水準の向上を図ります。

【主要な施策】

(1)多様な就労機会の確保

- ・雇用・就労促進のための総合的な支援体制づくり
- ・関連制度・施策の周知徹底
- ・公的機関での障がい者雇用の推進
- ・トライアル雇用事業の活用促進
- ・適性に合った職種についての知識、技能の習得による職業的自立の促進
- ・企業、経済団体、福祉団体との連携・協力による就労機会の確保
- ・社会復帰施設等での就労の場の確保

(2)就労支援の充実

- ・地域、企業、行政等の応援体制づくり
- ・障がいのある人の雇用の理解の促進
- ・職場応援援助（ジョブコーチ）の養成と派遣要請による助言・援助の充実
- ・職親制度の利用促進
- ・ハローワーク、生活支援センター、労働関係機関と連携した雇用の促進
- ・関係機関が連携した職業面及び生活面の一体化かつ総合的支援の実施
- ・社会復帰施設等で作られた製品の販売促進
- ・民間企業との連携・協働による販路拡大による福祉的な就労の底上げ

6. 社会参加の促進

【施策目標】

障がいのある人が自らの選択と決定により、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域を目指すため、スポーツ・文化、生涯学習などの社会参加活動の振興を図ります。

【主要な施策】

(1) 移動・コミュニケーションの充実

- ・ 移動支援サービスの提供
- ・ 外出促進のための各種助成の実施
- ・ 手話通訳者の派遣・養成
- ・ 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成等、視覚障害のある人への支援
- ・ 手話通訳者、要約筆記者の養成等、聴覚障害のある人への支援
- ・ ALS患者（筋萎縮性側索硬化症）など、重度の言語機能障害のある人への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進
- ・ ICTの発達による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化の促進

(2) スポーツ・文化活動の振興

- ・ 障がいのある人の自主的な活動の支援
- ・ 障害者スポーツ大会などの開催に対する支援
- ・ スポーツ・文化施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

(3) 生涯学習機会の充実

- ・ 芸術・文化活動への支援
- ・ 学校卒業後の学習機会の充実等

基本目標3 地域一体でのまちづくり

7. とともに支え合うまちづくりの推進

【施策目標】

地域が一体となって、多様な支え合いの理解や活動、交流を促すとともに、障がいのある人の正しい理解と認識を深め、とともに支え合うまちづくりを目指します。

また、障がいのある人が地域の中で自立した生活が送れるように、地域の一人ひとりがお互いに支え合う地域の福祉活動や多様な分野におけるボランティア活動の振興を推進します。

【主要な施策】

(1)理解と交流の推進

- ・「広報ちょうなん」「長南町ホームページ」などを活用した障がいのある人や障がいに関する啓発活動の推進

(2)地域における多様な福祉活動の促進

- ・幼少期からの体験活動を通じた福祉教育機会の充実
- ・ボランティア活動への体験活動機会の拡大
- ・ボランティアの育成や地域リーダーの養成など、地域福祉活動の推進

8. 安心・安全な生活環境づくりの推進

【施策目標】

バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及・啓発をはじめ、誰もが安心して暮らせる安心・安全な環境づくりに取り組み、障がいのある、なしに関係なく、すべての人がお互いを尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。

【主要な施策】

(1)人にやさしいまちづくりの推進

- ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例」の普及・啓発
- ・ユニバーサルデザイン（年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザイン化を目指す概念）の促進
- ・低床バスの導入促進など、公共交通機関等の整備促進
- ・音響式信号機の設置など、歩行空間のバリアフリー化
- ・歩道の段差解消、勾配の緩和、点字ブロックなど歩道環境整備の促進

(2)居住環境の整備・改善

- ・公共施設のバリアフリー化の推進
- ・住宅改修の支援・促進

(3)暮らしの安全対策の充実

- ・障がいのある人に配慮した避難所の設置など、防災体制の整備
- ・障がいにより判断能力の不十分な人に対する防犯対策の推進等
- ・地域でのネットワークづくりの推進

第3部 第6期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の概要

1. 計画の目的

本計画は、障がいのある人もない人も分け隔てなく、すべての人が地域において安心して生活を送ることができることを目指し、障がいのある人への日常生活及び社会生活に必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供の見込量や提供確保のための方策等を定めます。

2. 計画策定の基本理念

本計画は、次の4つの基本理念をもとに策定しました。

(1)障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を提供し、その自立と社会参加の実現を図ります。

(2)障害種別によらない障害福祉サービスの提供

本町を実施主体とし、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスを実施します。また、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人及び難病等の人についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象になっている旨の周知を通して、障害福祉サービスの活用を促進します。

(3)地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応した、地域生活の拠点づくりなどサービス提供体制の整備を進めます。また、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組みを計画的に推進します。

3. 成果目標とサービスの必要な量の見込み

障害者総合支援法第87条に規定する国の定めた基本方針に基づき、成果目標及び障害者福祉サービスの必要な量の見込みと確保のための方策を定めま

(1)成果目標

福祉施設入所者の地域生活や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を次のとおり設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標2 地域生活支援拠点等の整備

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行促進

成果目標4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

成果目標6 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

(2)障害福祉サービスの必要な量の見込みと確保のための方策

成果目標を達成するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、サービスの必要な量を見込みます。

本計画に記載するサービスの必要な量は、サービスの提供量の上限を定めるものではなく、各年度においてサービス利用状況等により、事業実施内容や提供方法を考察しながら提供します。

第2章 成果目標

第6期計画の計画終了年度である令和5年度に向けて次の成果を目標として、その達成に向けた施策を推進します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する障がい者数の移行目標を設定します。

本町においては、1人（施設入所者数の6.0%以上）の地域生活への移行と施設入所者数1人（1.6%以上）の減少を目標とします。

項目		数値	説明
令和元年度末時点の施設入所者数（A）		11人	令和2年3月31日時点の施設入所者数（基準値）
目標値	令和5年度末までの地域生活移行者数（B）	1人	令和元年度末時点の施設入所者数（A）の6.0%以上（基本指針）で設定
令和5年度末までの新たな施設入所支援利用等（C）		1人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要となる方の見込み数
令和5年度末の施設入所者数（D）		10人	令和2年度末の施設入所人員見込（A-B+C-E）
目標値	令和5年度末までの減少見込数（E）	1人	差引減少見込数（A）の施設入所者数の1.6%以上（基本指針）で設定

成果目標2 地域生活支援拠点等の整備

本町では、国の指針に基づき、令和2年度末までに、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等の整備について検討していますが、設置には至っていません。引き続き、千葉県が示す保健医療福祉圏である長生圏域（以下「圏域」という。）の市町村との連携を中心に検討を進め、早期に設置するとともに、その機能の充実を図ります。

項目		数値
目標値	地域生活支援拠点の整備の数（令和5年度末）	1拠点
	地域生活拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施件数（令和5年度末）	1件

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行促進

国の基本方針に基づき、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活支援、自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標を定めます。

合わせて、就労定着支援事業の利用者数、就労定着率及び事業所数の目標を定めます。

(1)福祉施設からの一般就労移行者数

平成30年4月から令和2年8月までに、3人が福祉施設から一般就労へ移行しています。うち令和元年度の移行者は2人でした。

令和5年度末までに福祉施設から4人（2人×2倍）の移行を目標とします。

項目	数値	説明
令和元年度において一般就労移行者数	2人	基準値 就労移行支援 1人 就労継続支援（A）型 0人 就労継続支援（B）型 1人
目標値	令和5年度の一般就労移行者数	4人 基準値の2倍 （基本指針：1.27倍以上）

(2)就労移行支援事業からの一般就労移行者数

項目	数値	説明
令和元年度において一般就労移行者数	1人	基準値
目標値	令和5年度の一般就労移行者数	2人 基準値の2倍 （基本指針：1.3倍以上）

(3)就労継続支援(A型)事業からの一般就労移行者数

項目		数値	説明
令和元年度において一般就労移行者数		0人	基準値
目標値	令和5年度の一般就労移行者数	0人	基準値の1倍 (基本指針：1.26倍以上)

(4)就労継続支援(B型)事業からの一般就労移行者数

項目		数値	説明
令和元年度において一般就労移行者数		1人	基準値
目標値	令和5年度の一般就労移行者数	2人	基準値の2倍 (基本指針：1.23倍以上)

(5)就労定着支援事業の利用者数

項目		数値	説明
令和元年度 就労定着支援事業利用者数		1人	実績
目標値	令和5年度 就労定着支援事業利用者数	3人	令和5年度の一般就労移行者数の7.5割(4人×0.75) (基本指針：7割)

(6)就労定着支援事業の就労定着率

項目		数値	説明
目標値	令和5年度の就労定着率支援事業事業者における就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%	(基本指針：70%以上)

成果目標 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムは、地域における「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」及び「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制をいいます。国の指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。新たな施策理念を踏まえ、令和2年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する事を基本目

標としていました。

しかしながら、本町では成果を出すことはできませんでした。

引き続き、保健、医療、福祉関係者による協議の場を早期に設置するとともに、協議の場で地域包括ケアシステムの目標設定及び評価ができることを目標とします。

また、長期入院精神障害者の地域生活の移行を推進するため、地域で必要な精神保健医療体制の基盤整備量（利用者数）を設定します。

(1)精神障害にも対応した地域包括システムの構築

	項目	数値
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (令和5年度末)	1回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (令和5年度末)	10人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設置及び評価の実施回数 (令和5年度末)	1件

(2)精神障害のある人の地域生活の推進

	項目	数値
目標値	地域の精神保健医療体制の基盤整備量（利用者数） (令和5年度末)	2人

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、障がいのある人が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げるなど、関係機関との連携ができる相談体制の構築が不可欠です。

そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた目標を定めます。

(1)総合的・専門的な相談支援

	項目	数値等
目標値	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 (令和5年度末)	基幹相談支援センターを設置（実施） 1か所

(2)地域の相談支援体制の強化

	項目	数値等
目標値	地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（令和5年度末）	早期に基幹相談支援センターを設置したなかで、実施していきます。
	地域の相談支援事業者への人材育成の支援件数（令和5年度末）	
	地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数（令和5年度末）	

成果目標6 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

(1)各種研修会への積極的な参加

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修に積極的に参加することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ることを目標とします。

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	障害福祉サービス等に係る各種研修会の活用	有	有	有
	障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人員	1人	1人	1人

(2)障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の共有

国保連合会に委託する障害者自立支援審査支払等システムによる障害福祉サービス報酬の審査結果については、事業所等との分析・共有により適正な給付を行います。

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・共有する体制の有無	有	有	有
	上記の実施回数	4回	4回	4回

第3章 障害福祉サービスの必要な量の見込みと確保のための方策

1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け、利用するサービスです。

見込量については、近年の利用状況及び障がいのある人のニーズ、地域移行の推進等を勘案して設定します。

(1)居宅介護(ホームヘルプ)

居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介助や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	8	8	9	9	10	10
利用時間(時間/月)	199	189	333	240	250	250

※令和2年度は実績見込値(以下同じ)

(2)重度訪問介護

重度の障がいがあり常時介護を要する人に生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
利用時間(時間/月)	0	0	0	20	20	20

(3)同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がいがある人につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護または外出する際の必要な援助を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	10	10	10

(4)行動援護

知的障害又は精神障害のために行動上著しい困難があり、常時介護を要する人の行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	10	10	10

(5)重度障害者等包括支援

常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	10	10	10

見込量の確保のための方策

地域のサービスを必要とする障がいのある人の情報を各関係機関と連携して収集し、個別の相談・助言などを通じてサービスの提供に努めます。また、障がいのある人に対しサービス内容に関する情報提供を積極的に進めます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設で日中の活動を支援するサービスです。

見込量については、国の基本指針に基づき、近年の利用状況及び障がいのある人のニーズ、近隣地域での事業所設置状況等を踏まえて設定します。

(1)療養介護

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に主に日中において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

(2)生活介護

常に介護を要する人に、主に日中において、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	21	24	24	24	25	25
利用量（人日/月）	418	421	543	540	550	550

(3)自立訓練(機能訓練)

身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	0	20	20	20

(4) 自立訓練(生活訓練)

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
利用量(人日/月)	0	0	0	20	20	20

(5) 宿泊型自立訓練

知的障害者又は精神障害者に対し、居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
利用量(人日/月)	0	0	0	20	20	20

(6) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	3	0	2	3	3	3
利用量(人日/月)	7	0	40	60	60	60

(7)就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	1	0	1	2	2	2
利用量(人日/月)	7	0	20	40	40	40

(8)就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な障がいのある人や一定の年齢に達している障がいのある人に一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図ります。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	15	15	14	15	15	16
利用量(人日/月)	213	208	227	230	230	250

(9)就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により課題が生じている方を対象に、その課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。(改正障害者総合支援法により、平成30年4月創設)

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	1	1	1	2	2	2

(10)短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気などの場合に施設への短期の入所により入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(福祉型)

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	6	10	4	8	8	10
利用量(人日/月)	12	11	12	16	16	20

(医療系)

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	0	1	0	1	1	1
利用量(人日/月)	0	2	0	2	2	2

3. 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

(1)共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助及び入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

平成26年4月に従来の共同生活介護(ケアホーム)と一元化されました。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	11	11	12	12	13	13
うち精神障害者	5	5	6	6	7	7

(2)施設入所支援

施設に入所している障がいのある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	11	11	11	11	11	10

(3)自立生活援助

グループホームなどからひとり暮らしを希望する人の生活力等を補うために、利用者からの相談に対する随時対応や定期訪問を行います。（改正障害者総合支援法により、平成30年4月創設）

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
うち精神障害者	0	0	0	1	1	1

4. 相談支援

地域の障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、情報提供・助言を行うとともに、障害福祉サービス事業所との連絡・調整を行います。

(1) 計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。

また、支給決定時のサービス等利用計画に基づき、一定期間ごとにモニタリングを行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	39	38	44	45	45	45

(2) 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する下記の相談及び支援を行います。

- ・入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援
- ・住居を確保するための入居支援等

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
うち精神障害者	0	0	0	1	1	1

(3)地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等に対応・支援します。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	1	0	0	1	2	2
うち精神障害者	1	0	0	1	1	1

見込量の確保のための方策

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制整備に努め、各関係機関との連携により障がいのある人が、適切な障害福祉サービスの利用ができるよう配慮します。

第4章 地域生活支援事業

本町は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現のために必要な事業を実施します。

1. 地域生活支援事業

(1)理解促進事業・啓発事業(必須)

障がいのある人が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう研修や啓発事業を実施します。

サービスの種類	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進事業 啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

見込量の確保のための方策

町内の障がい者団体や障害福祉サービス事業所と連携し、充実した研修や啓発事業を開催するとともに、より多くの人たちが参加してもらえるよう検討します。

(2)自発的活動支援事業(必須)

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援を行います。

サービスの種類	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

見込量の確保のための方策

障がいのある人やその家族等が行う自主的活動に対して、情報提供などの支援に努めます。

(3)相談支援事業(必須)

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたって必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

住宅入居等支援事業については、相談支援事業と合わせて情報提供などの支援を行います。

サービスの種類	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
地域総合支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	有		
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有		

見込量の確保のための方策

平成19年4月より指定相談支援事業者に相談支援事業を委託し実施しています。

指定相談支援事業者や障害福祉サービス事業者との連携を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、充実・強化に努めます。

(4)成年後見制度利用支援事業(必須)

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬の支援を行います。

サービスの種類	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	0	2	1	1	1	1

見込量の確保のための方策

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある人の把握に努めます。

(5)成年後見制度法人後見支援事業(必須)

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

見込量の確保のための方策

関係機関と協議を進め、実施を検討します。

(6)意思疎通支援事業(必須)

聴覚・言語機能・音声機能などの障がいによって意思疎通を図ることに支障がある人等に意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。

サービスの種類	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	利用者数	0	0	0	1	1	1
	延利用者数	0	0	0	12	12	12
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	0	1	1	1
	延利用者数	0	0	0	12	12	12
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	1	1	1

見込量の確保のための方策

本町では、過去利用実績はありませんが、今後において利用を希望する者に対応するため事業を整備し、必要に応じて専門的な機関への委託により推進します。

(7)日常生活用具給付等事業(必須)

障がいのある人に対して、自立した生活を促進するための用具などの日常生活用具を給付又は貸与することにより日常生活の便宜を図ります。

サービスの種類	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数	0	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	0	2	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	0	1	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	192	126	200	200	200	200
居宅生活動作補助用具	件数	0	1	0	1	1	1

- ・介護・訓練支援用具：特殊寝台・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフトなど
- ・自立生活支援用具：入浴補助用具・便器・杖・頭部保護帽・特殊便器など
- ・在宅療養等支援用具：透析液加温器・吸入器・電気式たん吸引器・盲人用体温計など
- ・情報・意思疎通支援用具：携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・点字器など
- ・排泄管理支援用具：ストーマ装具・紙おむつなど
- ・居宅生活動作補助用具：手すりの取り付け・段差の解消・便器の取替えなど

見込量の確保のための方策

日常生活用具を必要とする障がいのある人が適切に制度を利用できるよう周知を図り、利用の促進に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業(必須)

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することにより、意思疎通に支障がある障がいのある人の自立した日常生活や社会生活の手助けとなる人材を育成します。

サービスの種類	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	利用者数(人)	1	1	0	2	2	2

見込量の確保のための方策

手話奉仕員の養成については、平成27年度から長生圏域7市町村共同で、2年間で手話奉仕員を養成する研修を実施しています。

研修講座は前期・後期の2部制となっており、平成27年度から交互に実施しています。両方の研修課程修了に伴い、奉仕員として登録できることとなっています。

(9)移動支援事業(必須)

屋外での移動の困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活や社会参加を促進します。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	1	2	2	3	3	3
延利用時間(時間/年)	102	139	100	150	150	150

見込量の確保のための方策

利用者や事業者の意見を踏まえて利用しやすい制度づくりに努めるとともに、制度の周知を行い障がいのある人の社会参加や地域生活を送るうえで必要な外出に対する支援を積極的に推進します。

(10)地域活動支援センター(必須)

障がいのある人に対して、通所により地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などのサービスを提供する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活を支援します。

また、地域活動センターでは、上記の基礎的な事業を行うとともに施設の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類）に応じて、各種訓練等を実施します。

事業の概要

類 型	事業の内容
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事业のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整、地域ボランティアの育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事业のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 (旧体系のデイサービス事業所、小規模通所授産施設、心身障害者小規模作業所等の移行を想定)
地域活動支援センターⅢ型	小規模作業所などの移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが移行の要件となります。 (心身障害者小規模作業所、精神障害者共同作業所等の移行を想定)

実績と計画値

事業の種類	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型	箇所	1	1	1	1	1	1
Ⅱ型	箇所	0	0	0	0	0	0
Ⅲ型	箇所	0	0	0	0	0	0

見込量の確保のための方策

地域活動支援センターⅠ型は長生圏域に1ヶ所あり、相談支援事業等を併せて委託しています。

Ⅱ型及びⅢ型は長生圏域にはありませんので見込んでいません。

2. その他の地域生活支援事業（任意事業）

地域生活支援事業におけるその他の事業については、本町の実情や障がいのある人の状況を勘案し、必要に応じて事業の構築や見直しを行い、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう推進します。

事業の概要

訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更正訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練の支給決定を受け、利用者負担額の生じない障がいのある人が障害者施設等で訓練に必要な物品等を購入した場合に、その費用を助成することで社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能訓練等を行い知的障害者の福祉の向上を図ります。
日中一時支援事業	在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人の就労など社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

実績と計画値

任意事業	単位	実績			第6期計画値		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人数	2	2	2	2	2	2
更正訓練費給付事業	人数	0	0	0	1	1	1
知的障害者職親委託制度	人数	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	人数	6	6	6	7	7	7
自動車運転免許取得・改造助成事業	人数	0	0	0	1	1	1

見込量の確保のための方策

現在、協定を締結している事業者は他市町村に所在する事業者となっておりますが、利用者のニーズに応じた事業拡充を図るため、提供事業者の参入を促進し、充実・強化に努めます。

第5章 その他の障害福祉サービス

1. 自立支援医療

自立支援医療費制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

(1)精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療が継続的に必要な者に対する医療制度です。

(2)更生医療

身体障害者の障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者に対する医療制度です。（18歳以上）

(3)育成医療

身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者に対する医療制度です。（18歳未満）

2. 補装具の支給

身体障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの（義肢、装具、車椅子等）を支給します。

3. 長南町の障がい者一般施策事業

本町では、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス以外の事業として、障がいのある人を対象とした事業を以下のとおり実施し、障害者福祉事業の充実を図っています。

(1)在宅重度知的障害者及び寝たきり身体障害者福祉手当

65歳未満の寝たきり重度心身障害者と同居し、3ヶ月以上継続して無報酬で介護を行っている者に対して介護手当の支給を行っています。

(2)身体障害者診断書等助成事業

身体障害者手帳及び補装具費の支給を申請する者に対して、申請手続きの際に要した医師による診断書及び意見書作成手数料の助成を行っています。

(3)福祉タクシー

身体障害者等が会合への出席、通院及び訪問等の外出に対して1人につき月2回（1,000円/回）を限度とし、助成を行っています。

(4)重度心身障害者医療費助成事業

重度の障がいのある人に対して、医療費負担の軽減を図るため医療費の助成を行っています。

(5)障がい者団体助成事業

長生茂原心身障害児（者）親の会等が行う自主的な活動に対し必要な経費を助成することにより、障害者福祉の増進を図ります。

第4部 第2期障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉計画の概要

1. 計画の目的

本計画は、障がいのある人もない人も分け隔てなく、すべての人が地域において安心して生活を送ることができることを目指し、障がいのある子どもへの日常生活及び社会生活に必要な障害児通所支援、障害児相談支援等のサービス提供の見込量及びその確保のための方策等を定めます。

2. 計画策定の基本理念

本計画は、障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援を基本理念とし、次の事項に留意し策定しました。

- ・早い段階からの気づきのための相談支援体制の充実
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築
- ・保護者や家族への支援
- ・障害児通所支援や障害児相談支援の質の向上と体制整備
- ・重症心身障害児及び医療ケア児への支援
- ・地域社会への参加や包容の推進

3. 成果目標とサービスの必要な量の見込み

児童福祉法第33条の19に規定する国の定めた基本方針に基づき、成果目標と障害児通所支援等のサービスの必要な量の見込みと確保のための方策を定めます。

(1) 成果目標

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保のため、児童発達支援センターの設置や発達支援等に対する支援に係る目標として、次の成果目標を設定します。

成果目標1 障がい児支援の提供体制の整備等

(2) 成果目標とサービスの必要な量の見込み

成果目標を達成するため、障害児通所支援及び障害児相談支援についてサー

ビスの必要な量を見込みます。

本計画に記載するサービスの必要な量は、サービスの提供量の上限を定めるものではなく、各年度においてサービス利用状況等により事業実施内容や提供方法を考察しながら提供します。

第2章 成果目標

成果目標1 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置等

第5期計画では、令和2年度末までに各市町村若しくは圏域にて、「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」、「主に重度心身障害児を支援する事業所の確保」、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」及び「医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置」を目標としていましたが、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」と「医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置」については、成果を出すことはできませんでした。

引き続き、第6期計画においても、関係機関との連携を密にし、圏域若しくは町単独での実施を目標とします。

	項目	数値等
目標値	児童発達支援センターの整備（令和5年度末）	長生圏域1箇所整備されています。利用のしやすい体制をつくります。
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（令和5年度末）	長生圏域で整備されています。適切な運営利用を促進します。
	重度心身障害児を支援する事業所の確保（令和5年度末）	1事業所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（令和5年度末）	協議会の設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置人数（令和5年度末）	1人

(2)発達障害等に対する支援

本町では、保育所・幼稚園での健康相談や乳児健診を通じて、子どもの発達についてチェックを行っており、早期の支援につなげています。

今後とも、子どもの発達に早い段階で気づく体制を充実させるとともに、子どもの障がいや発達に不安や戸惑いを感じる保護者や家族に寄り添い、子どもの発育や発達状況を正しく理解し、子どもの成長を促すような支援ができるようペアレントトレーニング講習会などが身近な地域で実施できるよう検討していきます。

項目		数値等
目標値	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等支援プログラム等の受講者数 (令和5年度末)	ペアレントトレーニング等実践に向けて、関係機関と検討を進めます。
	ペアレントメンターの人数(令和5年度末)	
	ピアサポートの活動への参加人数 (令和5年度末)	

(3)ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子どもの支援が切れ目なく適切に行われるためには、乳幼児期から青年・成人期までの成長の記録や支援の記録が、支援に関わる保育所、幼稚園、学校、行政及び障害児相談支援事業所を始めとする障害福祉サービス事業者間で円滑に引き継がれ、また、情報共有され、緊密な連携が図られることが重要です。

ライフサポートファイルの活用により、切れ目のない支援を推進します。

項目		数値等
目標値	ライフサポートファイルの配布・活用 (令和5年度末)	未就学児童の保護者全員へ配布・活用方法の説明を実施

(4)相談支援の提供体制の確保、子育て世代包括支援センターとの連携

障がいのある子どもの相談支援は、乳幼児期の疑いのある段階から、子どもや家族に対する継続的な相談支援が必要となります。また、関係機関へつなぐ重要な役割を担っています。

令和2年度に設置される町子育て世代包括支援センターとの連携を図り、相談支援の質の確保と向上を図ります。

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	子育て世代包括支援センターと連携した相談支援の件数	3件	5件	5件

第3章 障害児通所支援等のサービス量の見込みと確保のための方策

1. 障害児通所支援サービス

(1) 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	2	7	11	12	12	12
利用量（人日/月）	11	38	48	60	60	60

(2) 医療型児童発達支援

就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	0	10	10	10

(3)居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより外出が著しく困難な障がいのある子どもに居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与などの支援を行います。（改正児童福祉法により、平成30年4月創設）

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	0	10	10	10

(4)放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	4	10	13	14	14	14
利用量（人日/月）	52	46	127	150	150	150

(5)保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもにその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	0	1	1	1

(6)障害児相談支援

計画相談支援と同様に障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

年度	実績			第6期計画値		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	5	12	15	15	16	16

見込量の確保のための方策

利用者のニーズに対応できるよう近隣市町村のサービス提供事業所と連携を図り提供に努めます。

また、サービスを必要とする人の把握に努め、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう情報の収集・提供を行います。

第5部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

計画の推進にあたっては、町民や各種団体、サービス提供事業者、関係機関等の協力が不可欠なことから、広報紙等の活用、各種団体への働きかけなど、多くの機会を捉え、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

また、必要な障害福祉サービス量の確保や、より実行ある事業展開を進めるために「長生郡市総合支援協議会」を設置し、広域的な連携を図っています。今後もこの協議会を中核とし、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発改善などを推進します。

2. 計画の進行管理及び評価

国の基本指針では、数値目標や障害福祉サービス等の見込み量等を新たに成果目標と活動指標に整理した上でPDCAサイクルのプロセス等に整理することとしています。

《PDCAサイクルのイメージ》



本町では、成果目標及び活動目標について、障がい者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、長生郡市総合支援協議会等の意見を聴き、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の変更や事業の見直しを行います。

これに加え活動指標については、障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等の情報の整理に努めるとともに毎月の実績の把握と達成状況等の分析及び評価を行います。

参考資料

- 1. 障がい者（児）支援事業所等一覧**
- 2. 用語の解説**

1. 障がい者(児)支援事業所等一覧

令和3年2月1日現在

この事業所情報はWAMネット（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）及び長生郡市総合支援協議会ホームページ等を参考に作成したものです。

*利用に当たっては事業者にご確認ください。

(1)訪問系サービス

重度訪問は、重度訪問介護の略

居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・同行援護									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
アップルクオリティケ アステーション (共生型)	茂原市萩原町 1-69	25-5748	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
株式会社ヘルシーサー ビス茂原営業所	茂原市高師 2144-11	27-3336	居宅介護	○	○		○		重度訪問
亀田ホームケア サービス茂原	茂原市六ツ野 1839-1	27-1814	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
ケアステーションすず らん(共生型)	茂原市町保 38-7	36-3707	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
しょうじゅの里茂原 訪問介護事業所	茂原市高師 193-1	27-1165	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
SOMPOケア茂原 訪問介護	茂原市高師 499-1 101号室	26-6251	居宅介護	○	○	○	○		重度訪問
ニチイケアセンター 茂原	茂原市高師 291-5	27-4141	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
恵ケアセンター	茂原市茂原 14-8	36-5041	居宅介護	○		○		○	重度訪問
茂原市社会福祉協 議会訪問介護事業 所	茂原市町保 13-20	23-1969	居宅介護	○	○	○			重度訪問
			同行援護	○	○	○			
ヤックスヘルパー ステーション茂原谷本	茂原市谷本 1810-1	20-2902	居宅介護	○	○		○		重度訪問
リンクスヘルパー ステーション	茂原市東郷 468-1	27-2104	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
			同行援護	○			○		
訪問介護エクザ茂原	茂原市千町 1003-9	36-7660	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
時の村新みやび館 別館	茂原市萩原町 1-140	080- 4359- 5223	居宅介護	○					
ヘルパーステー ションあじさい	茂原市腰当 933-23	22-6163	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問

事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
けあビジョン茂原	茂原市道表 8-19	20-5115	居宅介護	○	○	○	○		重度訪問
			同行援護	○			○	○	
時の村本館	茂原市八千代 3-11-13	20-4667	居宅介護	○					
時の村早野館	茂原市早野 1349	36-7581	居宅介護	○					
時の村新みやび館	茂原市高師 407-14	23-3255	居宅介護	○					
ホームケア花	茂原市長尾 441-1	26-1511	居宅介護	○	○	○			
株式会社ニチモ	茂原市八千代 2-5-5	26-6233	居宅介護	○					重度訪問
社会福祉法人一宮 町社会福祉協議会	一宮町一宮 1865	42-3424	居宅介護	○			○		重度訪問
			同行援護	○					
ニチケアセン ター一宮	一宮町一宮 3093-4	40-1971	居宅介護	○	○		○		重度訪問
			同行援護	○	○		○		
ホームケアリブ コースト一宮	一宮町東浪見 6989-3	40-1919	居宅介護	○			○	○	重度訪問
			同行援護	○			○	○	
すっぱあむ〜び	一宮町船頭給 234-10	47-2571	居宅介護		○				重度訪問
生活支援センター つくも	睦沢町上市場 693	44-0999	居宅介護	○	○	○	○		重度訪問
ホームヘルプこだ ま	睦沢町北山田 172	44-2665	居宅介護	○	○	○	○		
ニチケアセン ター七井土	長生村七井土 1392-47	32-2859	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
ケアサポート白子	白子町中里 5296-4	33-3036	居宅介護	○					重度訪問
ケアミッション長 南 (共生型)	長南町長南 2529	44-4300	居宅介護	○	○	○	○	○	重度訪問
			同行援護	○			○	○	
社会福祉法人長柄 町社会福祉協議会 訪問介護サービ ス事業所	長柄町桜谷 712	30-7300	居宅介護	○	○	○		○	

(2)日中系サービス(日中に通う場所)

生活介護									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
生活介護SORA	茂原市腰当 1308-1	36-3682	生活介護	○	○				
じょい	茂原市南吉田 1259	36-3828	生活介護	○	○	○			
長生厚生園	茂原市立木 477	24-2003	生活介護		○				
デイサービスなごみ(共生型)	茂原市早野 2791-1	36-2069	生活介護	○	○	○	○	○	多機能型
ぱれっと	茂原市七渡 3402	36-2722	生活介護		○				
デイサービス花	茂原市長尾 442-2	26-1511	生活介護	○	○	○			
デイサービスセンター しょうじゅの里茂原	茂原市高師 193-1	27-1165	生活介護	○	○				基準該当
すっぱあひあ〜む	一宮町一宮 2001-1	36-5111	生活介護		○				
青松学園	一宮町一宮 389	42-3869	生活介護	○	○	○			
生活介護事業所 けやき	睦沢町上市場 693	44-1212	生活介護	○	○				
デイサービス こだま	睦沢町北山田 172	44-2665	生活介護	○	○	○			
セルフ・しんゆう	長生村金田 2133	32-2587	生活介護	○					
デイサポートセン ター母里子	茂原市六ツ野 3798-3	44-5872	生活介護	○					
デイサポートセン ター母里子第2	長生村本郷 6926-1	47-4239	生活介護	○					
モア・しょうえい	長生村金田 2133	32-2587	生活介護	○					
はっぴいマウス	長柄町国府里 696-14	35-1778	生活介護		○	○		○	

短期入所									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
長生厚生園	茂原市立木 477	24-2003	短期入所		○		○		
ふる里学舎茂原	茂原市町保 11-111	20-1710	短期入所		○				
青松学園	一宮町一宮 389	42-3869	短期入所	○	○	○	○		
槇の木学園 短期入所事業所	睦沢町上市場 693	44-1212	短期入所	○	○	○	○		
モア・しょうえい	長生村金田 2133	32-2587	短期入所	○					

(3)施設系サービス

施設入所支援									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					定員
				身体	知的	精神	児童	難病	
長生厚生園	茂原市立木 477	24-2003	施設入所支援		○				50名
青松学園	一宮町一宮 389	42-3869	施設入所支援	○	○	○			30名
セルプ・しんゆう	長生村金田 2133	32-2587	施設入所支援	○					52名
モア・しょうえい	長生村金田 2133	32-2587	施設入所支援	○					35名

(4)居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					定員
				身体	知的	精神	児童	難病	
グループホーム さざんか	茂原市高師 96-1	26-5700	共同生活援助			○			31名
グループホームはる	茂原市早野 2532-2他	47-3633	共同生活援助	○	○	○		○	12名
ケアホーム せいしょう (榎) (桜)	茂原市茂原 541-10	22-7373 42-3269	共同生活援助		○				10名

事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					定員
				身体	知的	精神	児童	難病	
生活クラブ風の村 びありビングス ペース	茂原市本納 2316-2	34-3210	共同生活援助			○			39名
グループホーム フェリース六ツ野	茂原市六ツ野 3113-7	27-7050	共同生活援助		○	○			9名
ふる里学舎茂原	茂原市町保 11-111	20-1710	共同生活援助		○				8名
ぶらり	茂原市六ツ野 2796-12	44-6802	共同生活援助	○	○	○		○	10名
ベルアイレ茂原	茂原市千町 1001-8	080- 9709- 6610	共同生活援助		○	○			4名
みんなのいえ	茂原市七渡 3402	36-2722	共同生活援助		○				12名
もばら ユーカリホーム	茂原市上永吉 1655-2	22-1691	共同生活援助		○				6名
ファミリーユ	茂原市千町 1001-7	080- 9709- 6609	共同生活援助		○	○			
グループホーム アミーゴ (うらら棟)	茂原市高師 1896-31	20-1630	共同生活援助		○	○			5名
グループホーム アミーゴ (カスタード棟)	茂原市小林 2298-10	20-1630	共同生活援助		○	○			4名
グループホーム アミーゴ (レミー棟)	茂原市小林 1620-4	20-1630	共同生活援助		○	○			4名
ヒュッケ	茂原市木崎 1300-1	36-2600	共同生活援助			○			
一期一会	茂原市南吉田 1716-5	34-8668	共同生活援助		○	○			11名
ステラ	茂原市八千代 1-5-2	36-6730	共同生活援助			○			6名
スマイルⅠ～Ⅵ	茂原市本納 1705-1	34-1316	共同生活援助			○			12名
パディ	茂原市法目 1308-19	080- 9709- 6609	共同生活援助		○	○			
パミリア	茂原市法目 1308-20	080- 9709- 6609	共同生活援助		○	○			
グループホーム さつき	睦沢町上市場 416-22	44-2199	共同生活援助		○				4名
ねむのきの家	睦沢町上市場 712-6	44-2544	共同生活援助		○				
そらまめホーム	長生村一松丁 90-1	36-2424	共同生活援助	○					7名
グループホーム キズナ	長南町佐坪 1131-1	40-5158	共同生活援助	○	○	○			20名

(5)訓練系・就労系サービス

就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立訓練									
事業所名	所在地	電話	事業名 (利用定員)	主たる対象					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
じょい	茂原市南吉田 1259	36-3828	自立訓練 (生活訓練6名)	○	○	○			
ひびき生活訓練	茂原市高師 394-2	25-4175	自立訓練 (生活訓練6名)	○	○	○			
			就労継続支援 B型(25名)			○			
ARUKU	茂原市長尾 2695-6	47-4437	就労移行支援 (一般型6名)	○	○	○			多機能型
			就労継続支援 B型(14名)	○	○	○			
カレンズ	茂原市早野 968-1	44-7255	就労移行支援 (一般型6名)		○				多機能型
			就労継続支援 B型(14名)		○				
里庵	茂原市八千代 2-6-7	36-6352	就労移行支援 (一般型6名)		○				多機能型
			就労継続支援 B型(14名)		○				
輝里	茂原市高師町 1-7-2	47-3871	就労移行支援		○				多機能型
			就労継続支援 B型(14名)		○				
ワークショップ茂原	茂原市三ヶ谷 1816-1	27-3030	就労移行支援 (一般型6名)			○			多機能型
			就労継続支援 B型(20名)			○			
さくら事業所	茂原市高師町 3-8-6 太陽ビル1F	47-3603	就労継続支援 A型(20名)	○	○	○			
EMU	茂原市木崎 1301-13	44-7899	就労継続支援 B型(20名)	○	○	○		○	多機能型
生活クラブ風の村 びあふあくとり	茂原市本納 2316-2	47-3682	就労継続支援 B型(20名)			○			
		34-3210	就労定着支援			○			
直売所 りんくあっぷ	茂原市長尾 2587	44-6620	就労継続支援 B型(20名)		○	○		○	多機能型
はる	茂原市押日 595-8	47-3633	就労継続支援 B型(20名)	○	○	○		○	
茂原市中心身障害者 福祉作業所	茂原市本小鬮 319-1	24-9135	就労継続支援 B型(30名)	○	○	○			

事業所名	所在地	電話	事業名 (利用定員)	主たる対象					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
オフィスキズナ	茂原市千代田町 1-7-14	22-5488	就労継続支援 B型	○	○	○			
障害者活動支援セ ンター通商部	茂原市千沢 1055-1	34-8668	就労継続支援 B型		○	○			
キッチンせいしょ う	一宮町一宮 389	42-3869	就労継続支援 B型 (20名)	○	○	○			
すっぱあふあ〜む	一宮町一宮 2001-1	36-5111	就労継続支援 B型 (14名)		○				多機能型
ときわぎ工舎	睦沢町長楽寺 496	44-2299	就労移行支援 (一般型6名)		○				多機能型
			就労継続支援 B型 (24名)		○				
			就労定着支援		○				
セルフ・しんゆう	長生村金田 2133	32-2587	就労継続支援 B型 (20名)	○					多機能型
一松工房	長生村一松丙 4343-1	32-6631	就労継続支援 B型 (20名)		○				
はっぴいマウス	長柄町国府里 696-14	35-1778	就労継続支援 B型						
ラポール・ほのか	白子町古所 3302-16	44-6266	就労継続支援 B型	○	○	○		○	

(6)障がい児通所系サービス

児童発達支援・放課後等デイサービス				
事業所名	所在地	電話	事業名	備考
つくも幼児教室	睦沢町上市場 693	44-1214	児童発達支援センター	
			児童発達支援	多機能型
			保育所訪問支援	
わくわくセブン	茂原市茂原 1526-2	44-5701	児童発達支援	多機能型
			放課後等デイサービス	
こどもプラス茂原教室 (共生型)	茂原市萩原町 1-69	25-5748	児童発達支援	
			放課後等デイサービス	
SORA	茂原市腰当 1308-1	36-3682	放課後等デイサービス	多機能型
SORAⅡ	茂原市千沢 736-37	36-3682	放課後等デイサービス	
SORAⅢ	茂原市本小轡 843-7	36-3682	放課後等デイサービス	
アンダンテ茂原	茂原市谷本 175-17	44-7222	放課後等デイサービス	
アンダンテ新茂原	茂原市小林 2512-23	36-5377	放課後等デイサービス	
放課後等デイサービス HERO	茂原市下永吉 233-1 永吉ビル1-A	36-3509	放課後等デイサービス	
放課後クラブすっぱあ	一宮町船頭給 234-10	47-2571	放課後等デイサービス	
生活支援センター つくも	睦沢町上市場 693	44-0999	放課後等デイサービス	多機能型
放課後等デイサービス きらきら	長生村信友 1833-5	36-2311	放課後等デイサービス	
母子里クラブ	長生村本郷 6926-1	47-4239	放課後等デイサービス	

(7)障がい児入所系サービス

障害児入所施設				
事業所名	所在地	電話	事業名	定員
槇の木学園	睦沢町上市場 693	44-1212	福祉型障害児 入所施設	30名

(8)相談系サービス

計画相談・地域相談支援・障害児相談支援									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
長生地域生活支援センター	茂原市六ツ野 2796-40	44-7797	計画相談支援	○	○	○		○	
			地域相談支援	○	○	○		○	地域移行 地域定着
			障害児相談支援				○		
生活クラブ風の村 スペースびあ相談室	茂原市本納 2316-2	34-3210	計画相談支援			○			
			地域相談支援			○			地域移行 地域定着
			障害児相談支援					○	
特定相談支援事業所 あゆみの家	茂原市本小轡 319-1	24-9135	計画相談支援	○	○	○		○	
民堵	茂原市本納 1705-1	36-2325	計画相談支援	○	○	○		○	
			地域相談支援	○	○	○		○	
スマイルコスモ	茂原市八千代 2-5-5	27-7017	計画相談支援	○	○	○			
長生ひなた	茂原市長尾2694	22-7859	計画相談支援	○	○	○		○	
			障害児相談支援				○		
相談支援センター はまおと	一宮町一宮 389	42-3869	計画相談支援	○	○	○			
			障害児相談支援				○		
つくも幼児教室	睦沢町上市場 693	44-1214	計画相談支援				○		
			障害児相談支援				○		
生活支援センター つくも	睦沢町上市場 693	44-0999	計画相談支援	○	○	○			
		44-1212	障害児相談支援				○		
相談支援事業所 母里子ネット	長生村本郷 6926-1	47-4239	計画相談支援	○			○		
セルフ・しんゆう	長生村金田 2133	32-2587	計画相談支援	○					
モア・しょうえい	長生村金田 2133	32-2587	計画相談支援	○					

(9)地域支援事業所

相談支援事業									
事業所名	所在地	電話	事業名	主たる対象					備考
				身体	知的	精神	児童	難病	
長生地域生活支援センター	茂原市六ツ野 2796-40	44-7797	相談支援	○	○	○		○	地域活動支援センターI型
生活支援センターつくも	睦沢町上市場 693	44-0999	計画相談支援	○	○	○	○		相談支援機能強化事業

日中一時支援事業			
事業所名	所在地	電話	備考
長生厚生園	茂原市立木477	24-2003	
生活支援センターつくも	睦沢町上市場693	44-0999	
ふる里学舎きせつ館	市原市今富1110	0436-36-7611	
いすみあかね園	いすみ市山田5901	0470-87-9631	
市津学園	市原市犬成650	0436-74-4134	
すっぱあふあ〜む	一宮町一宮2001-1	36-5111	
障害者活動支援センター通商部	茂原市千沢1055-1	34-8668	

移動支援			
事業所名	所在地	電話	備考
リンクスヘルプステーション	茂原市東郷468-1	27-2104	
生活支援センターつくも	睦沢町上市場693	44-0999	
母里子ネット	長生村本郷6926-1	47-4239	
すっぱあふあ〜む	一宮町一宮2001-1	36-5111	

訪問入浴サービス			
事業所名	所在地	電話	備考
セントケア茂原	茂原市鷲巣706-2	27-1051	
アリップ・モア	睦沢町小滝450-2 リバーサイド101号	40-3377	

手話通訳・要約筆記派遣			
事業所名	所在地	電話	備考
千葉県聴覚障害者センター	千葉市中央区神明町 204-12	043-308-6372 FAX 043-308-5562	

(10) 虐待防止センター等(千葉県及び長生郡市)

窓口	所在地(場所)	電話(FAX)	備考
千葉県障害者権利擁護センター	千葉県中央区市場町1-1 (千葉県庁 障害福祉事業課内)	043-223-1019 (FAX 043-222-4133)	平日(祝祭日を除く)9時~17時
茂原市障害者虐待防止センター	茂原市道表1 (障害福祉課内)	20-1666 (FAX 20-1610)	
一宮町障害者虐待防止センター	一宮町一宮2457 (福祉健康課内)	42-1431 (FAX 40-1056)	
睦沢町障害者虐待防止センター	睦沢町下之郷1650-1 (福祉課内)	44-2504 (FAX 44-2527)	
長生村障害者虐待防止センター	長生村本郷1-77 (福祉課内)	32-6810 (FAX 32-6812)	
白子町障害者虐待防止センター	白子町関5074-2 (健康福祉課内)	33-2113 (FAX 33-4132)	
長柄町障害者虐待防止センター	長柄町桜谷712 (健康福祉課内)	35-2414 (FAX 35-2459)	
長南町障害者虐待防止センター	長南町長南2110 (福祉課内)	46-2116 (FAX 46-1214)	
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例相談	茂原市茂原1102-1 (長生健康福祉センター内)	26-1510 (FAX 24-3419)	平日(祝祭日を除く)9時~17時

2. 用語の解説

50音順

ア行

・医療的ケア児

医学の進歩等を背景に、NICSU（新生児集中治療室）等に長期入院後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障がい児や重症心身障害児のことをいいます。

カ行

・共生社会

立場や年齢、障がいのあるなし等の垣根を越えて、住民一人ひとりが主体性を持ち、誰もが安心して生活できる、お互い支え合う社会のことをいいます。

・基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012（平成24）年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とします。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

・グループホーム（共同生活援助）

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいいます。

・ケアマネジメント

障がいのある人は地域で自分らしく主体的に生活することを望んでおり、単に福祉サービスを提供するだけでなく、障がいのある人のエンパワメントの視点から福祉・保健・医療・教育・就労等のさまざまなサービスを提供する必要があります。障害者ケアマネジメントはこのような観点から、どのような人生を送りたいかを本人とケアマネジャー（相談支援専門員）が十分に話し合い、サービス等利用計画を作成して、総合的なサービスを提供する方法のことをいいます。

・権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいいます。

・コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人のことです

・高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られています。

サ行

・支援費制度

障がいのある人自らが、サービスを提供する指定事業者や施設を選び、直接契約を結んでサービスを利用する仕組み。サービスを利用した場合、障がいの種別や居宅・施設の区分に応じた「支援費」が支給されたことから、このように呼ばれました。2003（平成15）年度から身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に導入されましたが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）による新しい障害福祉サービスの形成により、2006（平成18）年度に廃止されました。

・児童福祉法

児童の心身の健全な成長、生活の保障、愛護を理念として、その目的達成のために必要な諸制度を定めた法律です。

・職親制度

就職することが困難な知的障害者に対して、一定の期間、事業主（職親）のもとで、社会参加に必要な生活指導や就職に必要な技能習得訓練などを行う制度です。

・障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。なお、「障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年（障害者支援区分の施行後2年）を目途に検討することとされています。

・障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としています。

・障害者総合支援法

→障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者自立支援法に代わって、2013（平成25）年4月1日から新たに施行される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされました。「障害者総合支援法」とも呼ばれています。

・障害者虐待

障がい者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為のこと。虐待行為を防止することが、障がい者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、2011（平成23）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待があります。

・触法障がい者

罪を犯し服役と出所を繰り返す障がい者のことをいいます。その再犯を防ぎ、社会復帰と地域生活を支える「立ち直り支援」が必要とされています。

・重症心身障害児

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している障がい児のことをいいます。

・職場応援援助者(ジョブコーチ)

障がい者が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、障がいの特性を踏まえた直接支援を行う専門員です。

・成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度のこと。法定後見制度と任意後見制度の二つからなります。1999（平成11）年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築されました。

・総合支援協議会

相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす組織です。障がいのある人となない人が、ともに暮らすことができる地域づくりのため、地域住民、事業者、行政が話し合い、協働して取組を進めます。

・措置制度

行政が、援護が必要な人に対して、社会福祉施設などへ入所または、在宅サービス等の利用させることを法律に従って決定する制度をいいます。

夕行

・地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられます。

・地域包括ケアシステム

高齢者や障がいがある人などが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。

・長生圏域

障害福祉サービスを面的・計画的に整備するためのネットワークとして、千葉県内には16の障害保健福祉圏域が定められています。長生圏域は、長生郡市7市町村で設定されています。

・特定疾患

厚生労働省が難病対策のための研究事業等において対象としている疾患のこと。特定疾患治療研究事業では、原因の究明及び治療方法確立等のための研究を行う医療機関に対し研究費の補助を行って研究を進めています。また、対象患者については医療費の自己負担分が補助されます。現在スモン、ベーチェット病など361の疾患が対象となっています。

(令和元年7月1日現在)

・特定非営利活動法人(NPO法人)

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サー

ビスへの参入などが可能になります。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。

・トライアル雇用事業

原則3カ月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、企業と求職者の相互理解を促進し、雇用を創出しようとする事業です。

十行

・難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指します。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられています（2013（平成25）4月1日施行）。

八行

・発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障がい対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれます。

・ピアサポート

同じ立場の人によるサポート（支援）のことです。

・ペアレントトレーニング

親の訓練のこと。しつけの仕方を変えるための心理療法プログラムであり、就学前や学齢期の子どもの問題（攻撃的、活動的過ぎる、かんしゃく、指示に従えないなど）を改善するために、親が正しい（肯定的な）子どもへの接し方を学ぶものです。

・ペアレントプログラム

育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるように設定されたグループ・プログラムのことをいいます。

・ペアレントメンター

「メンター」とは、「信頼できる相談相手」という意味です。ペアレントメンターは、発達障害のある子どもの養育経験を活かして、同じような子どもを持つ親の話を聴いたり、情報提供を行います。専門家とは違う視点で、同じ親としての葛藤や不安に共感しながら寄り添うことができます。

・バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいいます。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられています。

ヤ行

・ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処する考えに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいのあるなし、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や住居環境をデザインする考え方です。

ラ行

・ライフサーポートファイル

お子さんの発育・成長の様子を大切に記録し、保管するファイルです。お子さんについて心配なことや困ったことがあったときに、家庭とお子さんに関わる方々にとの情報共有を円滑にし、より良い支援につなげるようにするためのものです。

・ライフステージ

生まれてから死ぬまでの人間の一生を、幼年期、青年期、壮年期、老年期などの、特徴づけられるいくつかの段階に分けて表したものです。

・リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいの能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいいます。他に、「権利の回復・復権」「犯罪者の社会復帰」などの意味合いも含んでいます。

・療育手帳

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくするものです。障害程度の区分は各自治体によって異なります。

長南町障がい者プラン

長南町障がい者基本計画（令和3年度～令和8年度）
第6期長南町障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）
第2期長南町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

発行 令和3年3月 長南町
編集 長南町 福祉課

〒297-0192
千葉県長生郡長南町長南2110
TEL 0475 (46) 2116
FAX 0475 (46) 1214

